財内 閣 省府 令第

民

間

事

業者等が

行う

書

面

 $\mathcal{O}$ 

保

存等

に

お

け

る

情

報

通

信

 $\mathcal{O}$ 

技

術

 $\mathcal{O}$ 利

用

12

関

はする法語

律

平

成

十六

年

法

律

第

百

匹

+

務 号

九号) 第三条第一 項、 第 四 1条第 項 及 び 第三 項、 第五 一条第一 項、 第六 条第 項 並 び に 民 間 事業者等 が 行 う 書

面  $\mathcal{O}$ 保 存等に お け る情 報 通 信  $\mathcal{O}$ 技 術  $\mathcal{O}$ 利 用 に 関 はする法 律 施 行令 平 -成十七 年政令第八号) 第二条第 項  $\mathcal{O}$ 規

定 に . 基づ き、 内 閣 府 及 び 財 務 省  $\mathcal{O}$ 所 管 す る 金 融 関 連 法令 に 係 る民 間 事業者等が 行う 書 面  $\mathcal{O}$ 保 存 等に お け る 情

報 通 信  $\mathcal{O}$ 技 術  $\mathcal{O}$ 利 用 に 関 す る命令を次のように定め る。

平成十七 年 月 日

閣 総 理 大 臣 小 泉 純 郎

内

財 務 大 臣 谷 垣 禎

内 閣 府 及 び 財務 省  $\mathcal{O}$ 所管、 する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書 面  $\mathcal{O}$ 保存等に お ける情 :報通: 信

 $\mathcal{O}$ 技 術  $\mathcal{O}$ 利 用 に関する命令

(趣旨)

第 条 民 間 事 業者等が、 内 閣 府 及 び 財務 省  $\mathcal{O}$ 所管する金 融 関 連法令に係る保存等を、 電磁: 的 記 録 を 使 用

て 行う場合に つ *\* \ て は、 他  $\mathcal{O}$ 法 律 及 CK 法 律 に基づく命令 (告示を含む。 に特別 の 定 8  $\mathcal{O}$ あ る場合を除

ほか、この命令の定めるところによる。

(定義)

第二条 この 命令に お *\*\ て使用さ する用 語 は、 特 別 O定めの ある場合を除くほ か、 民間 事 業者等 が 行う書面  $\mathcal{O}$ 

保 存等 に お け Ź 情 報 通 信  $\mathcal{O}$ 技 術  $\mathcal{O}$ 利 用 に関 はする法語 律 ( 以 下 「法」 という。 に お **,** \ て 使用、 する用 語  $\mathcal{O}$ 例 に

よる。

(法第三条第一項の主務省令で定める保存)

第三条 法第三条第 項  $\mathcal{O}$ 主 務省令で定める保存は、 別 表第 の上欄に掲げる法令の同表 の下欄 に掲げる規

定に基づく書面の保存とする。

電磁的記録による保存)

第四 条 民 間 事 業者 等 が、 法 第三 一条第 項  $\mathcal{O}$ 規定に基づ き、 別 表 第 0 上 欄 に 掲 げる法が i 令 の l 同 表  $\mathcal{O}$ 下 欄 に 掲

げ Ź 規 定に基づく書 面  $\mathcal{O}$ 保 存に代えて当該 書 面 に 係 る電 磁 的 記 録  $\mathcal{O}$ 保 存 を行う場合は、 次に 掲げ る方法  $\mathcal{O}$ 

1 ず れ カコ に ょ ŋ 行 わ な け ħ ば な らな

作 -成され た電 磁 的 記 録 を民 間 事 業者等  $\mathcal{O}$ 使用 に係る電子計算機に備えら ħ たファイル 又は磁気 気ディ ス

ク、 シー デ 1 口 7 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{L}$ れ 5 に準 ずる方法 に ょ り 一 定  $\mathcal{O}$ 事 項 を 確 実 に 記 録 して おくことが でき

る物 以 下 磁 気デ 1 ス ク 等 とい · う。 ) を ŧ 0 て 調 製 す る フ ア 1 ル に ょ り 保 存 す る方

法

書

面

に

記

載され

て

**,** \

る事

項

をスキ

・ヤナ

(これに準ず

る

画

像

読

取

装置を含む。

に

ょ

り読

み 取

ってでき

た 電 磁 的 記 録 を民 間 事 業者 等  $\mathcal{O}$ 使 用 に係 る電 子計算 機 E 備 えら れ たフ ア 1 ル 又 は 磁 気デ 1 ス ク 等 えをも

7 調 製 す る フ ア 1 ル に ょ ŋ 保 存 す る方法

2

民 間 事 業者等 が 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基 づ き、 別 表 第  $\mathcal{O}$ 上 欄 に 掲げ る法令  $\mathcal{O}$ 同 表 の下 欄 に 掲げげ る規定 に 基

< 書 面  $\mathcal{O}$ 保 存に代えて当該 書 面 に係 る電 磁 的 記 録  $\mathcal{O}$ 保 存 を行う場合は、 必要に応じて電磁的 記 録 を電 子計

算 機  $\mathcal{O}$ 映 像 面 に 表 示 及 び 書 面 12 出 力することができな け れ ば なら な

3 民 間 事 業 者 等 が 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基づ き、 証 券 取 引 法 昭昭 和 一十三年 法 律 第二十 五. 号) 第 百 八 + 八 条  $\mathcal{O}$ 

規 定 12 基 至づく書 面 の保 存 に代えて当 該 書 面 に係 る 電 一磁的 記録  $\mathcal{O}$ 保存を行う場合は、 前 項の 措 置 に 加 えて、

次に 撂 げげ いる措置、 を講じ、 なけ ħ ばならな

一 記録された事項について消失を防止するための措置

記 録され た を 事 · 項 E 0 *\*\ て 訂 正 又は 削 除 を行 0 た場合には、 これらの事実及び内容を確認できるための

措置

(法第四条第一項の主務省令で定める作成)

第五 条 法第 兀 条 第 項  $\mathcal{O}$ 主 務省令で定める作成は、 別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規

定に基づく書面の作成とする。

(電磁的記録による作成)

第六 条 民 間 事 業者等 が、 法 第 兀 条第 項の規定に基づき、 別 表第二の 上 欄 に 撂 げる法が 令の 同 表 の 下 欄 に 掲

げ る規 定に基づく 書 面  $\mathcal{O}$ 作 成に代えて当該 書 面 に 係 る電 磁 的 記 録 の作 成を行う場 合 は、 民 間 事 業 者 等  $\mathcal{O}$ 使

用 に係 る 電 子計 算 機 に 備 えら れ た フ ア 1 ル に 記 録 する方法又は 磁 気デ イ ス ク等をも 0 て 調製 する方法によ

り作成を行わなければならない。

(作成において氏名等を明らかにする措置

第七 条 别 表第二に 掲げる規定に基づく作成にお いて記む 載すべ き事 項とされた記名押印に代わるも のであ

て、 法第四条第三項に規定する主務省令で定めるも のは、 電子署名 (電子署名及び認証業務に関する法律

(平成十二年法律第百二号) 第二条第 項 の電子署名をいう。 とする。

(法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等)

第 八 条 法 第 五 条 第 項  $\mathcal{O}$ 主務 省 令 で 定め る 縦 覧等 は、 別 表第三の 上欄に掲 げる法な 令 0 同 表 の下 · 欄 に 掲げる

規定に基づく書面の縦覧等とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第九 条 民 間 事 業 者 等が、 法 第 五. 条第 項  $\mathcal{O}$ 規定に基づき、 別 表第三の 上 欄 に掲 げ る法 令  $\mathcal{O}$ 同 表  $\mathcal{O}$ 下 欄 に 撂

げ る規定に 基づく 書 面  $\mathcal{O}$ 縦覧等に代えて当 該 書 面 に係る る電 磁 的 記 録 に 記 録され 7 **,** \ る 事 項  $\mathcal{O}$ 縦覧等 を行う

場合 は、 当該事 項を民間事業者等 の事 務 所 に備え置く電子計算機  $\bigcirc$ 映 像面 にお ける表示又は当該 事 ず項を記

載 Ü た 書 類 に ょ り 行 わ な け れ ば なら な 

(法第六条第一項の主務省令で定める交付等)

第十条 法第六条第 項 の主務省令で定める交付等は、 別表第四の上欄に掲げる法令の同表 の下欄 に掲げる

規定に基づく書面の交付等とする。

## 電 磁 的 記 録 に よる交付等)

第 + 条 民 間 事 業者 等 が 法 第六条第 項 の規定に基づき、 別 表第四 の上欄に掲げる法令  $\mathcal{O}$ 同 表  $\mathcal{O}$ 下 欄 に

掲 げ る 規 定 に 基づく 書 面  $\mathcal{O}$ 交付等に代えて当 該 書 面 に 係 る 電 磁 的 記 録 に 記 録さ れ て *\* \ る事 項  $\mathcal{O}$ 交付 学を行

う 場 合 は、 次 に 撂 げ る 方 法 に ょ り 行 わ な け れ ば な 5 な 1

電 織 を使用、 する方法のうち

子

情

報

処

理

組

1 民 間 事 業者等  $\mathcal{O}$ 使用 12 係 る電 子 計 算 機 と交付 等  $\mathcal{O}$ 相 手 方  $\mathcal{O}$ 使 用 に 係 る電 子計算機とを接続 する電気

1

又

は

口

に

掲

げる

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

通 信 口 線 を 通 ľ 7 ·送 信 当 該 相 手 方  $\mathcal{O}$ 使 用 に 係 る 電 子 計 算 機 に 備 え 5 れ た フ ア 1 ル に 記 録 す る 方 法

口 民 間 事 業 者 等  $\mathcal{O}$ 使 用 に 係 る 電 子 計 算 機 に 備 え ら れ たフ ア 1 ル に 記 録 さ れ た 書 面 に 記 載 す ベ き 事 項 を

電 気 通 信 口 線 を通じて交付等  $\mathcal{O}$ 相 手 方  $\mathcal{O}$ 閲 覧 に 供 Ļ 当 該 相 手 方  $\mathcal{O}$ 使 用 に係 る電 子 計 算 機 に 備 え 5 れ

た フ ア 1 ル に 当 該 事 項 を 記 録 す る方 法 法 第六条符 第 項 に 規 定す る方法 法 に ょ る交付等を受け る 旨  $\mathcal{O}$ 承

諾 又 は 受け な 1 旨  $\mathcal{O}$ 申 出 を す る 場 合 に あ 0 て は 民 間 事 業 者 等  $\mathcal{O}$ 使 用 に 係 る 電 子 計 算 機 12 備 え 5 れ た

フ ア 1 ル に そ の旨 [を記] 録する方法

磁 気デ 1 ス ク等を Ŧ 0 7 調 製するファイ ル に書面 に記載すべ き事 項を記録 L たも Oを交付する方法

気

2 前 項に掲げる方法は、 交付等の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することが

できるものでなければならない。

(電磁的方法による承諾)

第十二条 民 間 事 業者 等 が 行う書 面  $\mathcal{O}$ 保存等にお け ,る情! 報 通 信  $\mathcal{O}$ 技術 の利用に関する法 律施行令第二条第

項 の規定により示すべき方法の種類及び内容は、 次に掲げる事項とする。

項に規定する方法のうち民間事業者等が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

前

条第

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は平成十七年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この命令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

条	
第一項、第百四条、第百四十三条並びに第百八十八	
十九条第一項、第百一条の三第一項、第百一条の五	
第六十六条の十六、第七十九条の七十第三項、第八	
条の二十九第二項、第五十条、第五十二条第三項、	
の二第二項、第二十七条の二十八第二項、第二十七	
七条の十四第二項及び第三項、第二十七条の二十二	
第二十五条第二項及び第三項、第二十七条、第二十	証券取引法

二百 二百二十四条第二項、 条第一 九 第 百 第十六条の二第一項、 百 八 項、 の二十五第一項、 十六条第一 + 七十三条 五. 第二百六十五条の三十九第三項、 百 第四十九条、 五 第五 六十六条第 十六条の二第一項、 十五 項及び第二項、第百三十六条の二第一項、 条第二項、 十九条第一 条  $\mathcal{O}$ 水の三第 匹 項から第三項まで、 第 五. 第五十一条第二項、 五 項、 第二百八十五条第一項並びに第三 第八十六条 項、 項、 第百 項、 第二百 第十七条第九項、 第百八十三条第一 第百六十五条の二第一 第六十九条の二第一 第二百· 七十三条の三第 兀 の二第一項、 + 1六十五 · 条 第百九十九条、 第二百七十一 の七 第五十二条第 第一 条の二十二 第四十一 項、 第百 一項、 項、 項、 項、 十 第 条 第 条 第 第 第 第 百

	百三条第一項
別表第二	
証券取引法	第五十条、第五十二条第三項、第六十六条の十六、
	第八十九条第一項、第百一条の二第一項、第百一条
	の五第一項及び第百八十八条
保険業法	第十七条第九項、第百十一条第一項及び第二項、第
	百九十六条第三項、第百九十九条、第二百五十五条
	の二第一項、第二百六十五条の二十二、第二百六十
	五条の三十八第一項、第二百七十一条の二十五第一

	項、第二百八十五条第一項並びに第三百三条第一項
百二十五号) 投資者保護基金に関する命令(平成十年大蔵省令第	第十六条及び第十八条第一項
別表第三	
証券取引法	第二十五条第三項、第二十七条、第二十七条の十四
	第三項、第二十七条の二十二の二第二項、第二十七
	条の二十八第二項、第二十七条の二十九第二項、第
	五十条、第五十二条第三項、第六十六条の十六、第

七第二項、第二百五十五条の三第二項、第二百六十
九十九条、第二百二十四条第三項、第二百四十条の
百七十三条の四第六項、第百九十六条第四項、第百
第百六十六条第六項、第百七十三条の三第二項、第
百五十六条の二第二項、第百六十五条の二第二項、
条第一項及び第二項、第百三十六条の二第二項、第
八十一条第三項、第八十六条の二第二項、第百十一
項、第五十九条第一項、第六十九条の二第三項、第
、第四十九条、第五十一条第二項、第五十二条第一
保険業法第十二条第十項、第四十一条第十二条第十項、第四十一条
一条の五第二項、第百四条及び第百四十三条
七十九条の七十第三項、第百一条の三第二項、第百

	五条の二十二、第二百六十五条の三十九第三項、第
	二百七十一条の二十五第一項並びに第二百八十五条
	第二項
別表第四	
証券取引法	第六条、第十二条、第二十三条の十二第一項、第二
	十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条
	の五第六項、第二十四条の六第四項、第二十七条、
	第二十七条の三第四項、第二十七条の八第六項、第
	二十七条の十第三項及び第四項、第二十七条の十一
	第四項、第二十七条の十三第三項、第二十七条の二

五十五条の三第二項並びに第二百六十五条の三十八	
二十四条第三項、第二百四十条の七第二項、第二百	
第百八十三条第一項、第百九十六条第四項、第二百	
百六十五条の二第二項、第百七十三条の四第六項、	
三十六条の二第二項、第百五十六条の二第二項、第	
、第八十一条第三項、第八十六条の二第二項、第百	
第一項、第五十九条第一項、第六十九条の二第三項	
法とは、おの二第二項、第十七条第十項、第五十二条は、おの二第二項、第十七条第十項、第五十二条の二第二項、第十七条第十項、第五十二条の二第二項、第十七条第十項、第五十二条	保険業法
条の三第二頁、第百一条の五第二頁並びこ第百四十	
七条の二十七、第二十七条の二十九第二項、第百一	
十二の二第二項から第四項まで及び第八項、第二十	